

一般社団法人 日本卵子学会 旅費規定

定款第4章26条に則り、旅費の取り扱いについて定める。

(総則)

第1条 本旅費規程は、日本卵子学会役員・委員及び理事長が認めた者（以下「役員等」という）が会務のため出張する場合に支給する旅費交通費について定める。

第2条 旅費交通費は最も経済的な通常の経路および方法に準じ実費を支給する。ただし、天災その他止むを得ない理由により算定し難い場合には、その経路および方法によって計算する。

(交通費の算定)

第3条 鉄道、船舶、航空、バス、公共交通機関がない場合のタクシーの利用については、実費支給を原則とする。

(宿泊費の算定)

第4条 宿泊料は、職務遂行のために必要な泊数に応じ、実費を支給する。その際、領収書あるいは支払い金額の分かる書類の提出を求める。

(パック料金の取扱い)

第5条 交通費と宿泊費が一体になった旅行パックを利用する場合に、交通費と宿泊費の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。その際、領収書あるいは支払い金額の分かる書類の提出を求める。

(交通費、宿泊費の不支給に関して)

第6条 以下の各号に該当する場合は、交通費、宿泊費を支給しない。

- (1) 年次学術集会に併せて行われる会務等に出席する場合
- (2) 本学会と密接な関係のある学会等の学術集会に併せて行われる会務等に出席する役員等が、当該学会等の会員である場合
- (3) 同一または連続する日に行われる複数の会務等に出席した場合は、会務の数にかかわらず1回とする

(協議処理)

第7条 特別な場合で、本規定により対処できない事項に関しては、その都度、理事長

と庶務担当者、財務担当者が協議して決定することができる。

付則

- 1) この規定は理事会の議決により改訂することができる。
- 2) 本規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。